

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

福祉サービス評価センターさが

②評価調査者研修修了番号

No.SK2025097
No.S2025038
H19-047

③施設名等

名 称：	慈光園
施設長氏名：	井上 和宣
定 員：	25名
所在地(都道府県)：	佐賀県
所在地(市町村以下)：	唐津市十人町95番地1
T E L：	0955-73-1988
U R L：	http://meishokai-jikouen.com/
【施設の概要】	
開設年月日	1948/10/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 明照会
職員数 常勤職員：	28名
職員数 非常勤職員：	1名
有資格職員の名称（ア）	家庭支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（イ）	個別対応職員
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	里親支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（エ）	心理療法担当職員
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	14室
施設設備の概要（イ）設備等：	静養室 心理療法室
施設設備の概要（ウ）：	多目的ホール
施設設備の概要（エ）：	学習室

④理念・基本方針

職員は、児童憲章を基に、児童の尊敬と信頼を保ち、豊かな心身と情熱を兼ね備え、心の絆をより一層深め、児童福祉向上のため、日夜自己研鑽に努める。職員は、かけがえのない宝である子ども達の理解者として、児童と共に日常六心を守り基本的生活習慣を確立する。また、児童の立場で自主性を尊重し、豊かな人格形成に努め、熱意と真心を持って支援にあたる。

⑤施設の特徴的な取組

海と山に囲まれ恵まれた自然環境の中で、子ども達がのびのびと生活し、豊かな成長が出来るように、職員・保護者・児童相談所が一体となって子ども達の心身ともに育んでいる。より、家庭的な空間を維持しながら、スポーツ活動や地域行事を通じて、合わせて感謝の気持ちを表現できるような支援に取り組んでいる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/11/14
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/3/31
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度（和暦）

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ◎近隣の住宅増加に伴い、地域の子どもクラブ活動の拠点として施設や広場を開放し、積極的な交流を図っている。行事への招待や日常的な声掛けを通じ、地域共生社会の拠点としての役割を適切に果たしている。
- ◎こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備されている。職員会議・研修にて、周知確認がなされている。こどもたちの生活空間もプライバシーを守られるよう配慮した作りとなっており、職員間でも、周知徹底がなされている。
- ◎看護師を中心に職員間の連携を取り、こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、こどもの健康管理に努めている。学校保健、医療機関との連携も図られており、日々の服薬管理、予防接種、定期的な歯科検診・内科健診、医療機関の受診等も適切に行われている。受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう説明されている。服薬管理については、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
- ◎各ホームは家庭的な雰囲気の中で、こどもの主体性を尊重した養育を行っている。日々の成功体験の積み重ねを支える見守りの姿勢が浸透しており、こどもが安心して自立に向けた意欲を育める環境が整っている。

◇改善を求められる点

- ◎唐津市要保護児童対策地域協議会等へも定期的に参加しており、児童相談所、学校、福祉事務所、町内会など地域団体との連携が密に図られている。しかし、個々の職員が把握している地域社会資源の情報を組織的に体系化・リスト化した「社会資源リスト」はないため、これらを整備し、全職員で共有する仕組みの構築が期待される。
- ◎こどもの意見要望の把握は、随時の職員との面談等を通じて把握に努め、職員会議等で論議し、対応策や理由等について説明し、理解させるように努められているが、こどもの満足に関する調査が定期的には実施されていないため、今後の取り組みに期待したい。
- ◎親子関係の再構築に向け、家庭支援専門相談員を中心に多角的な支援を行っている。今後は多目的スペースの有効活用や家族療法事業の導入検討を通じ、家庭復帰支援の更なる充実を図ることが期待される。
- ◎中・長期的なビジョンを明文化し、それに連動した具体的かつ実行可能な単年度計画を策定することが課題である。数値目標や成果指標を提示することで、全職員が目標を共有し計画実行に取り組める環境の構築が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

施設の取り組みをしっかりと評価していただき多くの気づきと改善すべき点が明確になりたいへん嬉しく思います。評価していただいた点についてはより一層の充実を図り、指摘を受けた点については真摯に受け止めて改善出来るよう努力してまいります。入所児童一人ひとりの人権を尊重して少しでも過ごし易いように職員が連携を取りながら配慮し、現代社会のニーズに応じた工夫した支援体制を目指して取り組んでいきたいと考えています。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、こどもや保護者等への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【コメント】		
理念と基本方針はホームページやパンフレットに明記され、施設玄関にも掲示されている。職員へは採用時のオリエンテーションや全体会議で周知を図るほか、月例の権利擁護チェックリスト等を通じて行動規範の浸透に努めている。こどもに対しては、日常の面談や関わりの中で、発達段階に応じた分かりやすい表現で養育方針を繰り返し伝えるなど、生活の営みを通じて理解を深める工夫がなされている。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ こどもの数・こども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とするこどもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とするこどもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【コメント】		
施設長は各種協議会へ積極的に参加し、多様化する支援ニーズや社会的動向を的確に把握・分析している。財務面では毎月会計士の巡回を受け、入所率低下に伴う減収や物価高騰、最低賃金上昇等のコスト分析を詳細に行い、経営課題を可視化している。これらの分析結果に基づき、小規模化や地域支援の多機能化を推進するなど、経営環境の変化に即応した健全な運営に向けた組織的体制が整備されている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○
【コメント】		

入所率の低下や人材確保といった深刻な経営課題に対し、小規模化の整備や児童家庭支援センターの設置による多機能化を断行し、課題解決に向けた具体的な取組を組織的に進めている。経営状況や課題については理事会・評議員会等の役員間で共有されるとともに、職員間でも情報の共有化が図られている。限られた経営資源の中で、養育の質と職場環境の維持を両立させている。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 ☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。 ☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。 ☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。 ☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	c
【コメント】 施設長は小規模化の推進や児童家庭支援センターの設置による地域支援の多機能化など、明確な将来ビジョンを保持している。しかし、これらは中・長期計画書として明文化されるに至っておらず、組織的な共有や進捗管理の面で課題を残している。今後は、3～5年後を見据えた具体的な数値目標や成果指標を含む計画を策定・文書化し、ビジョン実現に向けた組織的かつ計画的な運営が強く期待される。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 ☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。 ☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。 ☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。 ☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	c
【コメント】 中・長期計画が明文化されていないため、単年度計画との整合性や具体的な目標設定が不明確な状況にある。理事会承認の年度計画は策定されているが、将来ビジョンに基づく具体的な数値目標や成果指標(KPI)の提示が不足しており、職員が目標を正しく理解し主体的に意見を述べることを難しくさせている。今後は、ビジョンを反映した具体的かつ実行可能な単年度計画を策定し、組織的な共有を図ることが期待される。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 ☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 ☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 ☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 ☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 ☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	b ○ ○ ○
【コメント】 年度当初の方針周知や理事会承認は行われているが、計画の明文化や組織的な評価・見直しの仕組みが不十分のため、全体への浸透に課題がある。今後は、評価結果に基づき具体的な改善策を会議等で協議し、その検討過程を議事録に記録するなどの体制整備が必要である。PDCAサイクルを適切に機能させ、全職員が目標を共有し計画実行に取り組める環境の構築が強く期待される。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 ☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	a ○

☐ 事業計画の主な内容をこども会や保護者会等で説明している。	☐
☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、こどもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	☐
☐ 事業計画については、こどもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	☐

【コメント】

事業計画の主な内容はホームページに掲載され、透明性の高い情報発信が行われている。保護者に対しては来園時の面談や電話を通じて、行事予定や支援方針を個別に分かりやすく説明し、理解を促す工夫を行っている。こどもに対しても、各ホーム単位で日常生活や行事に関する説明を丁寧に行い、施設の入組に対する参加意識を高めるなど、児童養護施設としての役割の周知に努めている。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	☐
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(G: Check)を行う体制が整備されている。	☐
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	☐
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	☐

【コメント】

職員会議において各ホームのケース経過を詳細に報告・検討し、組織的にサービスの質の向上に取り組んでいる。独自のチェックシートを活用した毎月の振り返りや、第三者評価の定期的な受審、自己評価の実施により、PDCAサイクルの体制が整えられている。評価結果を主幹会議等で分析し、現場の意見を吸い上げながら養育環境を改善する仕組みが適切に機能している。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	☐
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	☐
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	☐
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	☐
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	☐

【コメント】

自己評価や第三者評価の結果から導き出された課題を文書化し、主幹会議や全体会議を通じて全職員で共有している。抽出された課題に対し、児童相談所との情報共有も交えながら組織的な改善策を策定し、計画的な改善に取り組んでいる。改善の実施状況についても定期的に評価・見直しを行い、さらなる質の向上を目指して組織一丸となった継続的な取組を実践している。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	☐
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	☐
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	☐
	☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	☐

【コメント】 施設長は管理規程に自らの役割と責任を明示し、全体会議や広報紙等を通じて周知を図っている。不在時は主任へ判断を委任しつつ、自身も常に連絡可能な体制を整え、組織的な意思決定を保障している。日常的にこどもの状態把握に努め、担当職員へ適切な養育助言を行うことで支援の質の向上を牽引している。職員との対話を重視し、自身の想いや運営方針を共有することで、組織全体での理解促進と信頼関係の構築に努めている。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 ☐施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。 ☐施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 ☐施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 ☐施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	a ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】 施設長は各種会議や協議会へ積極的に参加し、制度改正や他施設での不祥事例等の最新情報を収集して遵守すべき法令の理解に努めている。これらの情報は全体会議等で具体例を交えて職員へ周知され、人権擁護の意識啓発や虐待防止の注意喚起が図られている。入社時のオリエンテーションにおいても諸規則の周知を徹底し、組織的な法令遵守体制の維持に取り組んでいる。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 ☐施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 ☐施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 (社会的養護共通) ☐施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】 施設長は養育・支援の質向上に強い意欲を持ち、職員の外部研修参加や園内研修の提案を積極的に受け入れ、スキルアップを支援している。自らも児童養護施設協議会活動等の自己研鑽に励み、他施設の不祥事例を全体会議で共有するなど組織の意識改革を牽引している。支援の決定に際しては現場の意見を真摯に傾聴し、小規模化に伴うこどもの変化を迅速に把握・分析した上での的確な助言を行うなど、指導力を発揮している。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 ☐施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 ☐施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 ☐施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 ☐施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	a ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】 入所率低下等の厳しい経営状況に対し、施設長は小規模化の完遂や児童家庭支援センターの設置による多機能化を断行し、経営改善を力強く牽引している。職員が働きやすい環境を整備するため、労務管理の改善や現場意見の集約に注力し、実効性の高い業務運営を目指している。経営意識を職員と共有し、将来の施設のあり方を明確に示すことで、組織全体の活力を高める取組を実践している。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
	□養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	□施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
	(社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○

【コメント】

人材確保を最優先課題とし、HPや実習生受入等で募集に努めるが、採用に繋がらず人員不足が続く現状にある。一方、既存職員の定着率は高く、施設長が個人面談等で現場の意向を汲み取り、迅速な環境改善を図ることで離職防止に注力している。今後は小規模ケア等の独自の魅力を戦略的に発信し、他施設との差別化を図ることで、安定的な人員体制の構築を目指す取組が期待される。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
	□法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	○
	□人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
	□一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
	□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
	□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○

【コメント】

数年前より社会保険労務士の助言を受け、公平かつ客観的な人事管理体制の構築を推進している。過去の評価運用における監査の指摘を真摯に受け止め、現在は理事会承認の規定に基づく透明性の高い評価制度への整備を進めている。職員が自身の努力を正当に実感し、意欲的に業務へ邁進できる環境を整えとともに、キャリアパスを見据えたスキルアップ支援を組織的に展開し、資質向上と定着促進の両立を図っている。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	□職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
	□職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
	□職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
	□定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	○
	□職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
	□ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	○
	□改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
	□福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【コメント】

有休消化率は高く、柔軟なシフト調整や子育て中の職員への配慮により、離職率の低い働きやすい職場環境が維持されている。看護師によるストレスチェックや夜勤者への年2回の健康診断等、心身の健康維持に向けた体制も整っている。施設長が日常的に現場の意向を把握し、福利厚生の充実やワーク・ライフ・バランスへの配慮を行うことで、職員の意欲向上と職場への定着を適切に支えている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	○
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

職員の個別目標は設定されているが、人員不足による多忙から定期的な面談の実施が困難な状況にある。施設長は日常の関わりの中で適宜聞き取りを行い、課題発生時には優先的に面談を行うなど柔軟に対応している。今後は、主幹等の役職者が面談を分担する体制を構築し、期中・期末の振り返りを仕組み化することが必要である。目標達成度の確認や指導内容を記録化し、組織的な育成支援に繋げることが期待される。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【コメント】

年度ごとの研修計画に基づき教育・研修が実施されているが、計画の評価やカリキュラムの見直しを組織的に行う仕組みが不十分である。今後は、施設長が把握している職員個別の育成方針を「個別研修計画」として明文化し、経験年数に応じた体系的な支援を行うことが望まれる。また、研修成果の評価を次年度の計画に反映させるプロセスを確立し、組織全体の資質向上を図ることが期待される。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	

【コメント】

職員の経験や職種に応じた外部研修への参加機会を確保し、スキルアップを組織的に支援している。研修報告書の提出や全体会議での共有体制も整っているが、スーパービジョン(SV)体制については人員不足もあり確立には至っていない。今後は児童相談所との連携に加え、ホームリーダーを中心とした内部的な助言・指導体制を整備し、専門性の向上を組織的に支える仕組みの構築が期待される。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○

☐	実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
☐	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
☐	指導者に対する研修を実施している。	☐
☐	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐

【コメント】
 実習生受入マニュアルを整備し、担当者を定めて積極的に受け入れている。守秘義務等の説明は徹底されているが、実習指導者自身の専門性を高めるための研修受講や、職種特性に配慮したプログラムの体系化が課題である。今後は養成校との連携を深め、指導者への研修機会を確保することで、質の高い実習環境を提供し、将来的な人材確保に繋がる組織的な育成体制を構築することが望まれる。

3 運営の透明性の確保

(1)	運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
☐	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	☐
☐	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	☐
☐	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	☐
☐	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	☐
☐	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	☐
【コメント】 ホームページで理念や事業計画、決算情報を適切に公開し、運営の透明性を確保している。広報紙「めいしょう」を定期的に発行して地域や関係機関へ活動内容を発信しているほか、第三者評価の受審結果を玄関に備え置き、広く公表している。地域の福祉向上に向けた取組状況についても主体的に提示しており、施設の存在意義や役割を社会に対して明確に示す取組を適切に実践している。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
☐	施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	☐
☐	施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	☐
☐	施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	☐
☐	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	☐
【コメント】 規定に基づき事務、経理、購入等が適正に実施されている。約10年前から会計士と契約し、月1回の巡回による詳細なチェックと専門的助言を受ける体制が確立されている。外部視点を取り入れることで財務の客観性を担保しており、助言内容は会議等で職員へ周知されている。		

4 地域との交流、地域貢献

(1)	地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
☐	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	☐
☐	こどもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	☐
☐	施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	☐

	☐ こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	☐ (児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	○

【コメント】

近隣の分譲住宅増加に伴い、地域の子どもクラブの拠点として施設や広場を開放し、積極的な交流を広げている。防災訓練や行事への招待、日常的な友人の来園等を通じて、地域との自然な関係構築が進んでいる。こどもの買い物や通院等の活動においても地域の社会資源を積極的に利用しており、地域コミュニティの一員としてこどもの社会生活の幅を広げるための働きかけを適切に行っている。

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	○
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
	☐ ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【コメント】

ボランティア受け入れマニュアルを整備し、施設長が直接面談して個人情報保護や関わり方の注意事項を丁寧に説明する体制を整えている。コロナ禍等の影響で受入件数は減少傾向にあるが、地域団体との交流は継続されており、来園者名簿の記入等による適切な管理も徹底されている。ボランティアが安心して活動でき、こどもとの有意義な交流が図れるよう、組織的な受け入れ態勢を適切に維持している。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	○

【コメント】

唐津市要保護児童対策地域協議会等へ定期的に参加し、児童相談所や学校、福祉事務所、町内会等の地域団体と密な連携を構築している。実務上の連絡先は個々に管理されているが、施設として体系化された「地域社会資源リスト」の作成には至っていない。今後は関係機関の機能等を整理・資料化し、全職員で共有することで、より迅速かつ的確な支援に繋げることが期待される。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○

【コメント】

施設を拠点とした地域子どもクラブの活動や、近隣住民を招待しての防災訓練、秋祭り等の行事を通じて積極的な交流を図っている。住民とのLINEグループ活用や施設長による毎朝の交通指導等、日常的なコミュニケーションを重視しており、地域コミュニティの一員として地域の福祉ニーズや生活課題を的確に把握している。把握したニーズは、広場や施設の開放、子育て相談等に反映されている。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
	☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【コメント】

地域合同の防災訓練や秋祭りを再開し、多くの住民の参加を得ている。近隣の住宅増加に伴い、施設や広場を地域の子どもクラブの活動拠点として開放するなど、ニーズに即した公益的な子育て支援を実践している。また、施設長による毎朝の交通指導や、お寺と協力したミニ花火大会の開催等、独自の活動を通じて地域コミュニティの活性化や安全な街づくりに多角的に貢献している。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	○
	☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○

【コメント】

理念や基本方針にこどもの尊重を明示し、職員会議等で周知を図っている。独自のチェックリストを用いた毎月の自己点検により、職員個々が自身の関わりを振り返る体制が確立されている。会議では他施設での事例共有や注意喚起を継続的に行い、組織全体での理解を深めている。こどもに対しても、日常の面談を通じて発達段階に応じた分かりやすい表現で権利の周知に努めている。

②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
	☐ こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	○
	☐ 一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	○
	☐ こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【コメント】

プライバシー保護に関する規程・マニュアルを整備し、採用時の説明や会議を通じて職員の意識啓発を図っている。小規模化された生活空間では、各こどもの個室または個別の空間が確保されており、物理的な配慮がなされている。居室への入室や手紙の開封が必要な際の手続きも定められ、職員間で周知徹底されている。こどもへも、面談を通じてプライバシーの重要性と権利について丁寧な周知が行われている。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
①	30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	○

☐	□施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。	☐
☐	□施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
☐	□見学等の希望に対応している。	☐
☐	□子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐

【コメント】

ホームページやパンフレットで理念や支援内容を公開し、入所予定の子どもや保護者へは丁寧な個別説明や見学対応を行っている。施設内の掲示物は、写真や図を用いるなど子どもの発達段階に合わせた視覚的な工夫がなされている。情報の提供内容は適宜見直しが行われ、常に最新の情報を提供できる体制が整っている。保護者との連絡においても、電話等を通じて行事予定等をきめ細かく発信するなど理解促進に努めている。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
☐	□子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
☐	□養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐
☐	□養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
☐	□意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	☐

【コメント】

支援開始時には、施設独自の様式を用いて日常生活や個人情報の取扱いを詳しく説明し、必ず保護者の同意を得て書面化する等、適切な手続きが確立している。子どもに対しても、年齢や理解力に応じた言葉選びにより、主体的な選択ができるよう配慮した説明を行っている。困難な案件では、児童相談所を交えた三者協議を行うなど、丁寧な意思決定支援を通じて自己決定を尊重する体制が整っている。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
☐	□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	☐
☐	□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	☐
☐	□施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	☐
☐	□施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	☐

【コメント】

措置変更や家庭復帰に際し、児童相談所等と綿密な情報共有を行い、家庭訪問を通じて継続的な支援に努めている。退所後も相談できる担当者や窓口を設置し、口頭での説明や連絡体制の構築はなされている。一方、退所時に相談方法等を明記した文書の交付までは至っておらず、支援の継続性をより確かなものにするための課題となっている。今後は、安心感に繋がる案内文書の作成と交付の仕組みづくりが期待される。

(3) こどもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
☐	□こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。	☐
☐	□子どもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	☐
☐	□職員等が、こどもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	☐
☐	□こどもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	☐
☐	□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	☐

【コメント】

随時の個別面談や子ども会議を通じて意向把握に努め、要望への対応や理由は会議で協議の上、こどもへ丁寧に説明している。食事に関しては嗜好調査を導入し改善に繋げているが、生活全般の満足度を測る定期的な調査の実施には至っていない。今後は、客観的な満足度の把握と分析を仕組み化し、得られた結果を組織的な養育環境の改善やサービスの質の向上に計画的に反映させていく取組が期待される。

(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもや保護者等に配布し説明している。	○
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、こどもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】

苦情解決責任者や第三者委員を設置した体制が確立されており、こどもへは子ども会議や権利ノートを活用、掲示等により定期的に周知されている。匿名性を担保した意見箱や苦情記入カードも整備され、申し出やすい環境が整っている。苦情発生時の対応手順やプライバシーに配慮した公表方法も明確化されており、権利擁護の視点に基づいた公正な解決を図る仕組みが適切に機能している。

②	35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
	☐ こどもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	☐ こどもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

【コメント】

日常の声掛けや定期面談を通じ、こどもが相談しやすい信頼関係を構築している。担当職員以外に心理士や施設長、児童相談所等の外部機関にも相談可能であることをこどもに周知している。物理的面でも意見箱の設置に加え、プライバシーが確保された個室や心理療法室を活用できる環境を整備しており、こども一人ひとりの特性や発達段階に合わせて自由に意見を述べ、相談相手を選択できる体制が整っている。

③	36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、こどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○

【コメント】

こどもからの相談・意見に対し、職員は発達段階に応じた傾聴に努め、内容を迅速に共有している。対応マニュアルに基づき、記録や報告の手順、主幹会議等での検討プロセスが明確化されている。門限の調整など具体的な要望に対しても、組織的に検討して可否の理由を速やかにフィードバックする体制が確立されている。これらの意見を養育・支援の改善に反映させることで、組織的かつ迅速な対応を実践している。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 ☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。 ☐ こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	b
【コメント】 事故対応マニュアルを整備し、職員会議での論議やヒヤリハット事例の収集・検討を継続している。防犯カメラの設置や設備点検等の予防策も講じられているが、リスクマネジメント委員会の設置による組織的な統括体制の構築が今後の課題である。今後は、収集した事例を多角的に分析し、安全確保策の実効性を定期的に評価・見直しする仕組みを整え、組織的なリスク管理能力をさらに高める取組が期待される。		
②	38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 ☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。 ☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。 ☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	a
【コメント】 看護師を中心に職員間の迅速な情報共有体制が確立されており、こどもの健康状態の的確な把握に努めている。日常生活の中で手洗い、うがい、検温を習慣化し、こども自らが体調管理を意識できるよう丁寧な支援を実践している。定期的な対策会議の開催やマニュアルの整備、流行時の迅速なゾーニング対応等により、感染拡大防止に向けた的確な組織体制が構築されており、安心・安全な養育環境の維持が図られている。		
③	39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 ☐ 災害時の対応体制が決められている。 ☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。 ☐ こども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ☐ 地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。	a
【コメント】 毎月の避難訓練に加え、消防署や地域住民、関係団体と連携した合同防災訓練を定期的に実施し、防災意識の向上を図っている。3日分の食料備蓄や備品リストの適切な管理、災害時の行動マニュアルの周知など、有事の体制が明確化されている。事業継続計画(BCP)も策定されており、甚大な災害時においても養育・支援を継続し、児童の安全を最優先に確保するための組織的な備えが万全に整えられている。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a

☐	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	☐
☐	標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	☐
☐	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	☐
☐	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	☐

【コメント】

県児童養護施設協議会の援助指針を標準的な指標として全職員に配布・周知し、統一した方針に基づく養育を実践している。日々の支援においては、権利擁護チェックリスト等を用いた振り返りや会議での事例検討を通じ、標準的な実施方法の確認と共有を徹底している。各種研修により他施設の事例を積極的に取り入れる仕組みも整っており、専門性の維持・向上に向けた組織的な取組が適切に継続されている。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
☐	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	☐
☐	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	☐
☐	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	☐
☐	検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	☐

【コメント】

養育・支援の実施方法や自立支援計画については、県児童養護施設協議会や児童相談所と密に連携し、最新の事例や情報を収集・共有している。職員会議やケース検討会議を定期的に行い、職員や子どもからの意見・提案を真摯に検討して支援内容に反映させる体制が確立している。PDCAサイクルに基づき、標準的な実施方法が定期的に検証され、組織的な質の向上が適切に図られている。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
☐	自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
☐	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
☐	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
☐	自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐
☐	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、こどもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
☐	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐

【コメント】

自立支援計画は担当職員が作成し、施設長が内容を点検する体制を整えている。困難事例では関係機関と連携し、子どもや保護者の意向を反映させているが、アセスメント手法の確立や多職種の参画には改善の余地がある。今後は、計画策定から評価までのプロセスや具体的な手法を明文化し、組織として統一された手順を確立することで、より客観的で精度の高い個別支援計画の策定が期待される。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
☐	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
☐	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、こどもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐
☐	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
☐	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	☐

☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。		○
【コメント】 自立支援計画の評価・見直しは、支援の方向性の変化に応じ、その都度早急に実施されている。こどもや保護者の意向、児童相談所や学校からの意見を適切に把握し、関係職員への周知手順も明確化されている。計画を緊急に変更する際の仕組みも整備されており、常に最新のこどもの状況に即した組織的かつ柔軟な養育・支援が実践されている。記録に基づき、支援の妥当性が継続的に確認される体制が整っている。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 ☐ こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。 ☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。 ☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	a ○ ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 養育・支援の実施状況は日誌やケース記録等に詳細に記録され、全職員がパソコン端末で随時閲覧・記載できる体制が構築されている。記録要領の整備や指導により記載内容の標準化が図られており、職員間での情報共有が円滑に行われている。全体会議や主幹会議で記録に基づいた論議がなされることで、児童の状態変化に組織として迅速に対応できる情報の流動性と共有体制が適切に確保されている。		
②	45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。 ☐ 個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ☐ 記録管理の責任者が設置されている。 ☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ☐ 個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。	a ○ ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 個人情報保護規程を整備し、入社時研修や定期的なチェックリストを通じて、情報の適正な取り扱いや漏洩防止策を全職員に周知徹底している。施設長を記録管理責任者とし、個人情報の利用目的説明や保護者の同意取得に関する徹底遵守を組織的に実践している。記録の振り返りや点検を定期的の実施し、機密性の高い児童情報の安全な管理体制が適切に運用されている。		

内容評価基準（24項目）

A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 ☐ こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ☐ こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。 ☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	a ○ ○ ○

☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	☐
☐ こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐

【コメント】

毎月「権利擁護・不祥事防止チェックリスト」を用いて全職員が自己点検を行い、気になる事案があれば会議で共有し、組織全体の意識向上を継続的に図っている。こどもに対しては意見箱の利用方法や権利について定期的に説明を行い、悩みや要望を早期に把握・解決できる体制を構築している。日常生活から不適切な関わりの芽を摘むための組織的な権利擁護体制が確立されている。

(2) 権利について理解を促す取組

①	A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	☐
	☐ こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	☐
	☐ 職員間でこどもの権利に関する学習機会を持っている。	☐
	☐ こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かししたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	☐
	☐ 年下のこどもや障がいのあるこどもなど、弱い立場にあるこどもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	☐

【コメント】

「日常六心」などの職員心得に基づき、熱意と真心を持ってこども一人ひとりを尊重する姿勢を大切にしている。会議では権利保障の状況を継続的に確認し、日常生活を通じた権利理解の促進に努めている。障害のあるこどもが入所する際には、各ホームで説明会を開催し、他者の特性を正しく理解し、思いやりを持って接することを促すなど、自他の権利を尊重し合える環境づくりが実践されている。

(3) 生い立ちを振り返る取組

①	A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
	☐ こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	☐
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	☐
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	☐
	☐ 事実を伝えた後、こどもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	☐
	☐ こども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	☐
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生い立ちの整理に繋がっている。	☐

【コメント】

こどもの生い立ちに関する説明は、家族関係や本人の心理的成長を慎重に考慮し、児童相談所とも連携しながら適切な時期と方法を選択して実施している。説明後の影響についても組織内で協議を重ね、きめ細かなフォロー体制を整えている。出生時からの写真や記録を整理したアルバムを整備し、発達段階に応じて職員が寄り添いながら生い立ちを振り返る取組を組織的に実践している。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	☐
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	☐

☐	□子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	○
☐	□被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	○
☐	□被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	○

【コメント】

小規模グループごとに職員間で子どもの様子を日常的に共有し、不適切な関わりの兆候を早期に把握・防止する体制が機能している。児童相談所や学校、施設内の相談窓口を児童へ周知し、自由に意見を述べやすい環境を整えている。不適切行為の報告義務を周知し、通報者が不利益を受けない仕組みを徹底することで、虐待防止に対する組織的な抑止力と透明性が確保されている。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どもがそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
☐	□子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	○
☐	□入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
☐	□子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	○
☐	□家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	○

【コメント】

入所時の不安を深く認識し、温かく迎える準備や個別の関わりを通じた丁寧なアセスメントにより不安軽減を図っている。食事や行動等の生活習慣を把握し、個々の特性に合わせた支援を実践している。家庭復帰や措置変更の際も、関係機関との緊密な情報共有により生活の連続性を重視した引き継ぎに注力しており、子どもが新しい環境へ円滑に移行できるよう組織的な支援体制が整っている。

②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
☐	□子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○
☐	□退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	○
☐	□退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○
☐	□行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○
☐	□本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生時の連絡などにも対応している。	○
☐	□退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	○

【コメント】

退所後の安定した社会生活に向け、一人ひとりのニーズに応じたリービングケアを実践している。退所後も気軽に相談できる窓口を明確にし、就労や生活の悩みに対して電話や面談、訪問によるきめ細かなアフターケアを継続している。卒園生との交流機会も大切にしており、兄弟間の交流支援も含め、退所後も施設が「帰れる場所」として機能し、安心感を支える組織的な取組が定着している。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
☐	□職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	○
☐	□子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	

☐	□こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、こどもの心に何が起きているのかを理解しようとしている。	☐
☐	□こどもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	☐
☐	□こどもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	☐

【コメント】

こどもが「大切にされている」と実感できる関わりを通じて信頼関係を構築し、虐待体験等の背景を心理士や担当職員間で共有し理解に努めている。しかし、深刻な体験を負うこどもの心情を完全に理解し信頼を得る難しさは常にある。今後は、さらに専門性を深めるための外部研修の機会を増やし、児童が表出する感情の背景にある心理的課題をより多角的に受容できる組織的な支援力の向上が期待される。

②	A8 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
☐	□こども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	☐
☐	□基本的欲求の充足において、こどもと職員との関係性を重視している。	☐
☐	□生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内でこどもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	☐
☐	□こどもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々のこどもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	☐
☐	□基本的な信頼関係を構築するために職員とこどもが個別的に触れ合う時間を確保している。	☐
☐	□夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	☐

【コメント】

小規模グループケアにより、男女各ホームの特性に応じた柔軟なルール設定や食事提供が行われ、こどもが安心して生活できる環境が整っている。職員は個別の訴えや状況に即応した丁寧な関わりを徹底し、一人ひとりの基本的欲求を充足させることで深い信頼関係を築いている。夜間も大人の存在を感じられる配慮がなされるなど、日常生活を通じて情緒的な安定が図られる体制が適切に運用されている。

③	A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
☐	□快適な生活に向けての取組を職員とこどもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
☐	□こどもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	☐
☐	□こどもがやらなければならないことや当然できることについては、こども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
☐	□こどもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
☐	□つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐

【コメント】

小規模化された環境を活かし、掃除や洗濯等の身の回りのことを自分で行えるよう発達段階に応じた支援を行い、生活の主体性を育てている。失敗を貴重な経験と捉え、職員が共に原因や解決策を考えるフォロー体制が整っている。こどもの力を信じて温かく見守る姿勢を基本としており、日々の成功体験の積み重ねを通じて自己肯定感を高め、自立に向けた意欲を組織的に支えている。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
☐	□施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	☐
☐	□日常生活の中で、こどもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
☐	□幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
☐	□学校や地域にあるこどもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。	☐

☐	□こどものニーズに応えられない場合、こどもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
☐	□幼稚園等に通わせている。	☐
☐	□こどもの学びや遊びを保障するための、資源(専門機関やボランティア等)が十分に活用されている。	☐

【コメント】

年齢段階に応じた玩具や図書の整備、クラブ活動への参加支援により、豊かな学びと遊びの場を保障している。各ホームで独自の約束事を定め、自由と責任のバランスを学ぶ生活の基本としている。スマートフォンやテレビゲームの利用もこどもと対話し、社会規範を学ぶ機会として適切に運用されている。地域交流も活発であり、多様な体験を通じて社会性を育む環境が適切に構築されている。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
☐	□こどもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、こどもがそれらを習得できるよう支援している。	☐
☐	□こどもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	☐
☐	□地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	☐
☐	□発達の状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	☐
☐	□発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	☐

【コメント】

基本的生活習慣の確立を自立支援の根幹とし、日々の見守りと助言を通じて自己管理能力の向上を支えている。高校生には積極的なアルバイトを奨励し、労働の対価を得る経験を通じて社会のルールや金銭管理の習得を促している。スマートフォン等の利用に際しても、対話を通じて発達段階に応じた適切な社会常識や知識を段階的に提供し、主体的な生活技術の獲得を組織的に支援している。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
☐	□楽しい雰囲気です食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	☐
☐	□食事時間が他のこどもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	☐
☐	□食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員とこども、そしてこども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	☐
☐	□定期的に残食の状況やこどもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐
☐	□基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	☐

【コメント】

小規模化に伴い、各ホームで職員がこどもの年齢や体調に合わせた食事作りを行い、家庭的な食卓を囲んでいる。定期的な嗜好調査や誕生日のリクエストメニュー、手作りおやつを提供等、こどもの要望を反映させる工夫を凝らし、食事を楽しみとする環境を整えている。偏食のあるこどもには量を調整するなど、無理のない範囲で完食の喜びを伝え、適切な食習慣の形成を促している。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
☐	□常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
☐	□汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
☐	□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
☐	□洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。	☐

☐ 衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
☐ 発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

衣類購入費の基準を明確にし、職員が同行してこども自らが好みの服を選ぶ機会を保障することで、衣服を通じた自己表現と自主性を尊重している。日々の洗濯や整理整頓、補修等を職員と共に行うことで、発達段階に応じた適切な衣習慣と生活技術の習得を的確に支援している。譲り受けた衣類も活用しつつ、常に清潔で季節に合った衣服を着用できるよう、きめ細かな配慮がなされている。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	☐ こどもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達やこどもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

小規模化移行が完了し、個人のプライバシーに配慮したスペースと、家庭的な雰囲気の共有スペースが両立した快適な居住環境を整えている。清掃チェックリストを活用し、土日の掃除時間を習慣化するなど、発達段階に応じた整理整頓の指導を徹底している。破損箇所の迅速な修繕やリビングの美化に努め、こども一人ひとりが安全かつ安心して自分らしく過ごせる居場所を確保している。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	☐ こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的にこどもの健康管理に努めている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要するこどもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

看護師を中心に全職員が迅速に情報を共有し、平常時の発育状態の把握から夜間の救急受診まで、医療機関と密に連携した万全の健康管理体制を構築している。服薬管理では、医療機関と連携しつつ、職員がこども一人ひとりに必要性を説明し、服用完了を直接確認する等、安全性を徹底している。予防接種や定期検診も適切に実施され、こどもの心身両面の健康維持に向けた組織的な取組が実践されている。

(6) 性に関する教育

①	A16 こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	☐
	☐ 性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。	☐
	☐ 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢・発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	☐
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員やこどもに対して実施している。	☐

【コメント】

性教育の重要性を深く認識し、児童相談所職員による定期的なプログラムや個別指導を導入し、専門性の高い学びの機会を確保している。発達段階に応じたグループ学習や個人面談を通じ、性をタブー視せず正しい知識を伝えるとともに、他者の性を尊重し思いやる心を育てている。具体的なトラブル事例に対しても、組織的に迅速なフォローアップを行い、健全な対人関係の構築を支援する体制が整っている。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	□施設が、行動上の問題があったこどもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。	○
	□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	○
	□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	○
	□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	○

【コメント】

暴力や不適応行動に対し、日々の丁寧な声掛けや見守りを通じた予防的支援を実践している。発生時には個別面談を実施し、心理療法担当職員や児童相談所等と連携して要因を多角的に分析する体制が確立されている。不適切な行動の背景にある心理的課題を把握し、人格を否定せず、施設全体で生活の立て直しに向けた組織的な対応が適切に行われている。

②	A18 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	○
	□生活グループの構成には、こども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	○
	□課題のあるこども、入所間もないこどもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	○
	□大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、こどもがそれを感じ取れるようになっている。こども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	○
	□暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	○
	□こども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	○

【コメント】

施設内でのいじめや差別防止に向け、機会あるごとにこどもへ権利尊重を説明し、日常の言動を注視している。トラブルの兆候があれば個別面談等で実態を把握し、ホーム内での距離の確保や部屋替えを柔軟に行うなど、適切な環境調整がなされている。施設のみでの解決が困難な事例では児童相談所等の関係機関と迅速に連携し、組織一丸となって児童の安全と安心を守る体制が整っている。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	a
	□心理的ケアを必要とするこどもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	○
	□施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	○
	□心理的ケアが必要なこどもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	○
	□職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	○
	□心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	○
	□児童相談所と連携し、対象となるこどもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	○

【コメント】

心理療法担当職員を配置し、自立支援計画に基づいた専門的な心理支援を組織的に実践している。直接処遇職員との密な連携により心理的ケアが施設全体に有効に組み込まれており、個室や心理室の活用により落ち着いた環境を保障している。近年は児童相談所職員による面談回数も増加しており、高度なケアを必要とするこどもに対しても、外部機関と連動した的確な心理的支援が適切に行われている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	☐
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常にこども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	☐
	☐ 学力が低いこどもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、こどもに応じた支援をしている。	☐
	☐ 障害のあるこどものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	☐

【コメント】

学習室や個別スペースを整備し、学校と密に連携して児童個々の学力に応じた学習支援を実践している。レポート作成の指導や日々の宿題への助言など、職員が時間を工夫して寄り添うことで、学習習慣の定着を支えている。学力に応じた地域の学習塾の活用やボランティアの導入等、こどもの特性や教育ニーズに合わせた柔軟な環境確保が行われており、意欲向上と学力回復に向けた組織的取組がなされている。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、こどもに判断材料を提供し、こどもと十分に話し合っている。	☐
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	☐
	☐ 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	☐
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	☐
	☐ 学校を中退したり、不登校となったこどもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	☐
	☐ 高校卒業後も進学を希望するこどものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	☐
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職したこどもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。	☐

【コメント】

進路選択において、こどもが主体的に自己決定できるよう多角的な情報の収集と提供に努めている。保護者や学校、児童相談所との協議内容を共有しつつ、本人の意思を最大限に尊重した支援を徹底している。進路決定後の丁寧なフォローアップや必要に応じた措置延長の活用など、卒業後の生活を見据えた継続的な支援体制が構築されており、こどもの「最善の利益」を追求した自己決定支援が適切に行われている。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	☐
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、こどもの自立支援に取り組んでいる。	☐
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	☐
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	☐
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	☐

【コメント】

各学校での職場体験に加え、施設独自に近隣事業所へ働きかけ、アルバイトを通じた社会経験の機会を積極的に確保している。就労準備としての支援を通じ、社会の仕組みや責任感を学ぶ場を保障している。卒園したこどもが築いた良好な就労実績により地域店舗との強固な信頼関係が構築されており、こどもが自信を持って就業体験に取り組める環境が適切に整えられている。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	○
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	○
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れこどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	☐ 外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	○
	☐ こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	○

【コメント】

家庭支援専門相談員を中心に全職員が連携し、家族との密な連絡や情報提供を通じて信頼関係の構築に注力している。相談への対応だけでなく、年末年始の帰省支援や園・地域行事への参加呼びかけ等、家族との継続的な関わりを重視した取組が実践されている。保護者との丁寧なコミュニケーションにより、こどもの成長を共に支え合う協力体制が確立されており、組織的な家族支援が適切に行われている。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	○
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

家庭支援専門相談員を核に児童相談所と密に連携し、親子関係の再構築に向けた訪問支援や関係調整を積極的に行っている。家族状況に応じた支援方針を施設全体で共有し、面会や外泊等の機会を通じた養育力の向上支援に取り組んでいる。今後は、専用の親子生活訓練室の未整備を補う多目的スペースの有効活用や、家族療法事業の導入等を検討し、親子関係の修復と安定した家庭復帰に向けた支援体制の更なる強化が期待される。